

令和8年度 支所発地域力向上支援金事業募集要項

長野市信州新町支所

1 趣 旨

信州新町支所では、次のとおり、「支所発地域力向上支援金事業」を募集します。

2 交付対象者

信州新町支所管内に居住する者又は同管内の事業所に勤務する者を構成員を含む地区内で活動している団体(グループ)

3 交付対象事業

- (1) 地域住民の保健福祉の充実を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域の高齢者等の生活弱者の支援を目的とした事業
 - イ 地域住民の食生活の改善や健康の保持を目的とした事業
 - ウ 地域の福祉の向上を目的とした事業
 - エ 地域住民の保健福祉の充実を進めるために必要な機器等の購入事業
- (2) 地域住民の教育や文化の振興を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域住民の教養や技能の向上を目的とした学習の場を提供する事業
 - イ 地域の伝統を守り、後継者の養成を進める事業
 - ウ 地域の青少年の健全育成を目的とした事業
 - エ 地域住民の教育や文化の振興を進める上で必要な機器等の購入事業
- (3) 地域の安全安心の実現を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域住民への安全意識の啓発や広報等を行う事業
 - イ 地域の安全を守るためのパトロール等を行う事業
 - ウ 地域の安全安心を進める団体等の活動を支援する事業
 - エ 地域の安心安全を図る上で必要な機器等の購入事業
- (4) 地域の環境保全や景観形成を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域の環境美化を行う事業
 - イ 地域の景観の維持保全を進める事業
 - ウ 地域住民への美化啓発、環境意識の啓発を行う事業
 - エ 地域の環境保全や景観形成に必要な機器等の購入事業
- (5) その他地域の活性化に資すると支所長が認める事業

4 交付対象外事業

- (1) 宗教的又は政治的活動に関する事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 特定の企業、団体又は個人の利益を追求する事業
- (4) その他市長が適当でないと認められる事業

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、次に掲げる交付対象外の経費を控除した経費

【交付対象外の経費】

- (1) 国、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受ける経費
- (2) 3年を超えない活動に要する物品(備品相当:3万円以上のものに限る)の購入経費
- (3) 特定の個人が所有することとなる物品等の購入費
- (4) 交付対象者の構成員を対象とした懇親のための飲食費
- (5) 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (6) その他適当でないと認められる経費

6 支援金の交付額

- (1) 補助対象事業費 5万円以上
- (2) 補助率 10/10以内
- (3) 補助限度額 1事業当たり、原則として10万円を限度とするが、予算の範囲内で50万円を限度として交付することができる。

7 事業の募集方法

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体は、次の募集期間内に、「事業計画書(申込書)」を信州新町支所へ提出する。
- (2) 募集期間 令和8年5月15日(金)～令和8年6月24日(水)

8 選考方法等

- (1) 次の者を構成員とする選考委員会で補助対象事業を決定する。
支所長、信州新町地区住民自治協議会長、信州新町地区社会福祉協議会長、信州新町地区住民自治協議会事務局長、信州新町公民館長
- (2) 事業の選考は、次の視点で行うものとする。
 - ア 事業の必要性(地域にとっての必要性)
 - イ 事業の受益者(受益者の人数、範囲等)
 - ウ 事業の効果(事業により解決できる課題等)
 - エ 事業の費用対効果(費用負担の適正性と積算方法等)
 - オ 過去の活動実績や将来性
 - カ その他必要な事項
- (3) 選考委員会は令和8年7月上旬に開催し、選考結果を令和8年7月末日までに応募者全員に通知する。
- (4) 補助対象事業は、令和9年3月31日(火)までに終了するものとする。
- (5) 補助対象事業が完了したときは、完了後15日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに「事業実績報告書」を提出し、使用されなかった支援金については、返納するものとする。

9 補助対象事業の公表

補助対象となった事業及び団体名等は、信州新町地区住民自治協議会だより、市ホームページ等で公表するものとする。

また、「事業実施報告書(自己評価)」の提出後、支所長が次年度以降の活動の助言も含め事業評価を行った上で、市ホームページ等で公表します。